

情報セキュリティ基本方針

一般財団法人不動産適正取引推進機構（以下、「機構」という。）は、宅地建物取引士試験の実施や宅地建物取引業免許事務等処理システムの管理・運営業務の受託等により、個人情報や機密情報を含む大量の情報を取り扱っております。

このような情報と関連する情報システム等のセキュリティを確保することは、機構の業務を継続的かつ効率的に遂行し、社会的信頼を得ていくうえで不可欠であり、情報セキュリティの確保を事業運営上の最重要課題の一つとして位置づけ、様々な環境変化にも対応しながら、役職員一体となって情報セキュリティ対策の継続的な改善に取り組んでまいります。

1. 体制及び規程類の整備

機構は、情報セキュリティ体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策を適切に実施するために必要な諸規程を策定いたします。

2. 法令等の遵守

機構は、情報セキュリティに関わる法令、規制、契約上の義務を遵守します。

3. 情報セキュリティ対策の適切な実施

機構は、本方針及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティを確保するための対策を行うとともに、情報セキュリティ管理の必要性・重要性の意識を高めるために、役職員に対する教育及び研修を実施いたします。

4. 情報セキュリティ対策の実施状況の監査と対策の見直し

機構は、情報セキュリティ責任者の主導で情報セキュリティ対策の実施状況について定期的に監査を行うとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応して、本方針及び情報セキュリティに関する諸規程を必要に応じて見直し、情報セキュリティ対策の継続的な改善に努めます。

5. インシデント等への対応

機構は、外部からの攻撃、不正侵入、個人情報漏えい等の情報セキュリティに関するインシデント等が発生した場合、もしくはその可能性がある場合には、迅速かつ適切に役職員で情報を共有して対処するとともに、その再発防止に努めます。

以上